

## 医師の働き方改革に関する事項について

# 医師の働き方改革関連法令の施行に係る特定労務管理対象機関の指定手続き等について

医療政策課  
令和4年12月15日

## 1 医師の働き方改革について

これまでの地域医療は医師の長時間労働により支えられており、今後医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。

こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要である。

そのため、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用が開始される。

### 原則

全ての労働者 ※医師はR6から適用	月45時間以下 年360時間以下
-------------------	------------------

### 例外

一般の労働者	月100時間未満 複数月平均80時間以下 年720時間以下
--------	-------------------------------

医師	一般の勤務医 ★A水準	月100時間未満（例外あり※）年960時間以下 いずれも休日労働含む	2035年度 までの特例
	地域医療確保のために派遣され、 通算で長時間労働となる医師 ★連携B水準	月100時間未満（例外あり※）年1,860時間以下 いずれも休日労働含む  ●連携B水準は派遣元・派遣先それぞれの上限が年960時間以下となり、 合計で年1,860時間以下とする必要あり	
	地域医療確保に欠かせない機能 （3次救急等）を持つ医療機関 の勤務医 ★B水準		
	短期間で集中的に症例経験を積 む必要がある医師（研修医等） ★C-1、C-2水準	月100時間未満（例外あり※）年1,860時間以下 いずれも休日労働含む	

※月100時間以上となる場合（例外適用時）の義務

面接  
指導

+

- ・連続勤務期間制限28時間
- ・勤務時間インターバル9時間の確保
- ・インターバルを確保できなければ代休を取得

※一般の勤務医は努力義務

## 2 特定労務管理対象機関の指定に係る手続等について

### (1) 特定労務管理対象機関の指定について

都道府県知事は、医師をやむを得ず長時間の業務に従事させる必要がある病院又は診療所を特定労務管理対象機関（特定地域医療提供機関（いわゆるB水準対象機関）、連携型特定地域医療提供機関（いわゆる連携B水準対象機関）、技能向上集中研修機関（いわゆるC-1水準対象機関）、及び特定高度技能研修機関（いわゆるC-2水準対象機関））として指定することとされている。

なお、指定にあたっては、事前に県の医療審議会の意見を聴取する必要がある。

(2) 特定労務管理対象機関の対象となる医療機関の要件について

水準	要件
特定地域医療提供機関 (B水準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三次救急医療機関</li> <li>○二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」</li> <li>○在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関</li> <li>○公共性と不確実性が強く働くものとして、県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関</li> <li>○特に専門的な知識・技能や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関等</li> </ul> <p>※B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、上記機能を果たすために、やむなく予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師に限られる。</p>
連携型特定地域医療提供機関 (連携B水準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 (大学病院や地域医療支援病院等)</li> </ul> <p>※連携B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、上記機能を果たすために、やむなく他の医療機関での勤務と通算での予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師に限られる。</p>
技能向上集中研修機関 (C-1水準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの医療機関</li> </ul> <p>※一定期間集中的に数多くの診療を行い、様々な症例を経験することが医師(又は専門医)としての基礎的な技能や能力の修得に必要不可欠な場合。</p>
特定高度技能研修機関 (C-2水準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象分野における医師の育成が可能である医療機関</li> </ul> <p>※医籍登録後の臨床に従事した期間が6年目以降の者であって、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野において、指定された医療機関で、一定期間集中的に当該高度特定技能の育成に関連する診療業務を行う場合。</p>

(3) 特定労務管理対象機関指定の流れについて(別紙上段)

- ① 指定を希望する医療機関は、医師労働時間短縮計画の案を作成した上で、勤務する医師の労務管理を行うための体制、労働時間短縮のための取組等について、医療機関勤務環境評価センター(日本医師会が受託)の評価を受診
- ② 評価センターの評価を踏まえ、県へ指定申請書の提出
- ③ 県は指定申請書を受付、医療審議会の意見を聴取
- ④ 県は医療審議会の意見や地域医療への影響等を踏まえ指定を判断
- ⑤ 県は指定結果について医療機関に通知するとともに指定公示・評価の公表

(4) 特定労務管理対象機関指定に向けた本県のスケジュールについて(別紙下段)

評価センターの評価の想定処理期間が4ヶ月程度、県の処理期間が2ヶ月程度と想定されているため、指定を希望する医療機関においては、遅くとも令和5年8月までには、評価センターの評価を受診する必要がある。

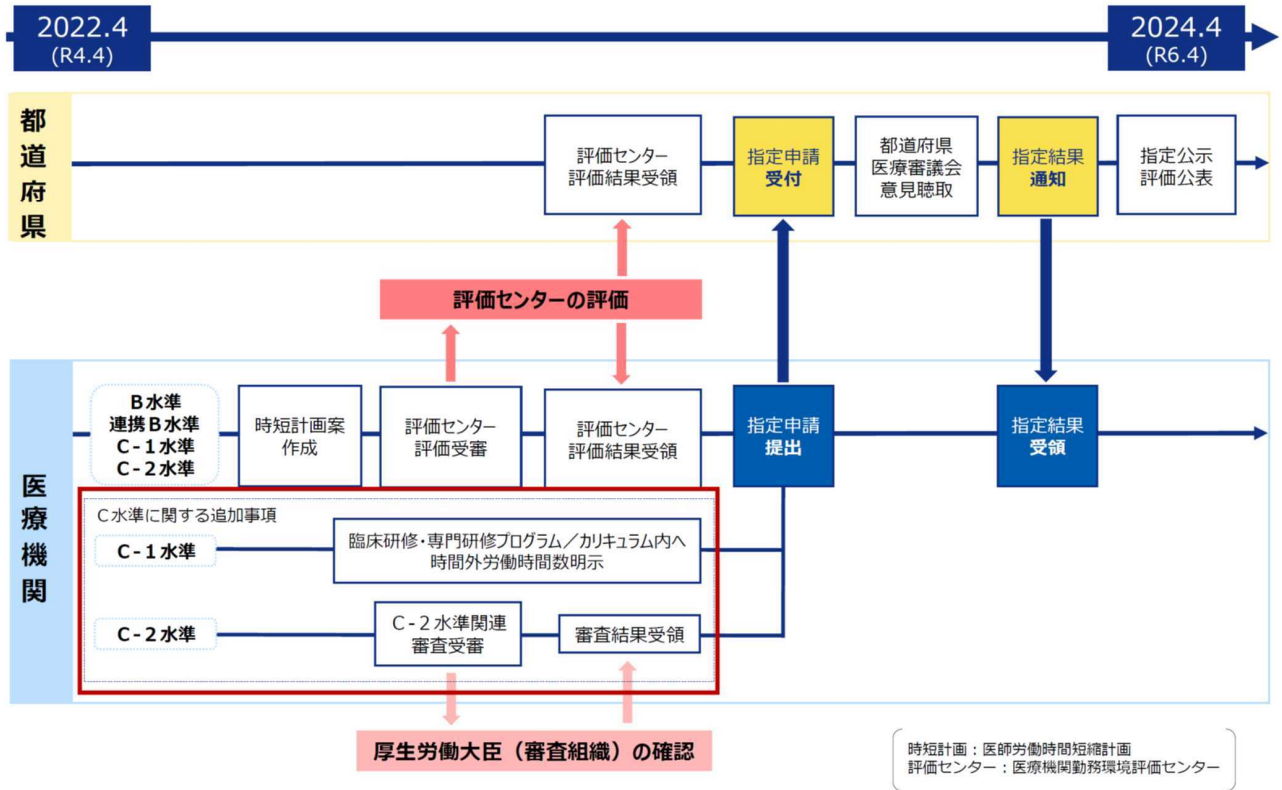
なお、評価センターの評価の結果によっては、労務環境の改善等が必要となる場合が想定されるため、今後、県において指定を希望する医療機関に対して、早期に評価センターを受審するよう勧奨する必要がある。

3 特定労務管理対象機関の指定に係る宮崎県の各様式について

特定労務管理対象機関の指定に係る宮崎県の各様式について別案1～5のとおり策定する。(※全様式について、厚生労働省が示した例を元に作成。)

- 案1 特定地域医療提供機関(B水準)指定申請書
- 案2 連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)指定申請書
- 案3 技能向上集中研修機関(C-1水準)指定申請書
- 案4 特定高度技能研修機関(C-2水準)指定申請書
- 参考1: C-2水準に係る技能研修計画(国様式: 医師→医療機関→国)
- 参考2: C-2水準に係る対象医療機関申請書様式(国様式: 医療機関→国)
- 案5 特定労務管理対象機関指定通知書

特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



特定労務管理対象医療機関の指定に向けた本県のスケジュール (目安)

	令和4年度							令和5年度							令和6年度						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
医療機関勤務環境 評価センター (日本医師会)	評価受付開始										想定処理期間4ヶ月				想定処理期間4ヶ月				上限規制開始		
宮崎県																					
医療審議会																					
地域医療対策協議会																					
各医療機関	宿日直許可の取得、時短計画案の策定 等																				

Additional details from the table:

- 宮崎県 (Miyazaki Prefecture):** 結果通知 指定公示 評価公表 (Result notification, designation public notice, evaluation publication) in August 2025 and February 2026.
- 医療審議会 (Medical Review Committee):** 概要説明 様式決定 (Summary explanation, format determination) in October 2024; 意見聴取 B、連携B C-1、C-2 (Opinion hearing for B, linked B, C-1, C-2) in July 2025 and November 2025.
- 地域医療対策協議会 (Regional Medical Countermeasure Agreement Association):** 概要説明 (Summary explanation) in November 2024; 意見聴取 C-1 報告 B、連携B、C-2 (Opinion hearing C-1 report for B, linked B, C-2) in July 2025 and November 2025.
- 各医療機関 (Each Medical Institution):** 評価センター受審 (Evaluation center review) in February 2025; 結果受領 (Result receipt) in August 2025 and February 2026; 36協定の締結 (Conclusion of 36 agreements) in November 2025.

【医療法】

第七十条 厚生労働大臣は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮するための病院又は診療所における取組を評価することにより医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適切かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、医療機関勤務環境評価センターとして指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該医療機関勤務環境評価センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 医療機関勤務環境評価センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第七十一条 医療機関勤務環境評価センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 病院又は診療所の管理者からの求めに応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を行うこと。
  - 二 病院又は診療所における医師の労働時間の短縮のための取組について、病院又は診療所の管理者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資するよう、病院又は診療所における医師の労働時間の短縮を促進するための業務を行うこと。
- 2 医療機関勤務環境評価センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たっては、第五十条の指針を勘案しなければならない。

第七十二条 医療機関勤務環境評価センターは、前条第一項第一号の評価を行つたときは、遅滞なく、当該評価に係る病院又は診療所の管理者及び当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に対して、その評価の結果を通知しなければならない。

【良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律】

第七十三条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

- 一 救急医療
  - 二 居宅等における医療
  - 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療
- 2 前項の規定による指定の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書に、同項に規定する業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案を添えてしなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の規定による指定をすることができる。
- 一 前項の労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。
  - 二 第七十一条第一項の規定による面接指導並びに第二百三十三条第一項本文及び第二項後段の規定によ

る休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものがないこと。

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たつては、第百三十二条の規定により通知を受けた同項の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

7 [略]

第百十四条 特定地域医療提供機関の管理者は、前条第一項の規定による指定を受けた後、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならない。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前二条の規定は、第一項の規定による指定の更新について準用する。

第百十六条 [略]

第百十七条 都道府県知事は、特定地域医療提供機関が次のいずれかに該当するときは、第百十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第百十三条第一項に規定する業務がなくなつたと認められるとき。

二 第百十三条第三項各号に掲げる要件を欠くに至つたと認められるとき。

三 指定に関し不正の行為があつたとき。

四 特定地域医療提供機関の開設者が第百十一条又は第百二十六条の規定に基づく命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消すに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かななければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により指定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第百十八条 都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、連携型特定地域医療提供機関として指定することができる。

2 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定について、第百十六条の規定は連携型特定地域医療提供機関の同項に規定する派遣をされる医師の業務の変更について、前条の規定は同項の規定による連携型特定地域医療提供機関

の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する医師」とあるのは「他の病院又は診療所に派遣される医師（第百十八条第一項に規定する派遣に係るものに限る。）」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百十八条」と、前条第一項第一号中「第百十三条第一項に規定する業務がなくなつた」とあるのは「次条第一項に規定する医師の派遣が行われなくなつた」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「次条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

第百十九条 都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、技能向上集中研修機関として指定することができる。

- 一 医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師
  - 二 医師法第十六条の十一第一項の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師
- 2 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による技能向上集中研修機関の指定について、第百十六条の規定は技能向上集中研修機関の同項に規定する業務の変更について、第百十七条の規定は同項の規定による技能向上集中研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第百十九条第一項に規定する業務に従事する同項各号に定める」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百十九条」と、第百十七条第一項第一号中「第百十三条第一項」とあるのは「第百十九条第一項」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「第百十九条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

第百二十条 都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。

- 2 第百十三条第二項から第七項まで、第百十四条及び第百十五条の規定は前項の規定による特定高度技能研修機関の指定について、第百十六条の規定は特定高度技能研修機関の同項に規定する業務の変更について、第百十七条の規定は同項の規定による特定高度技能研修機関の指定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条第二項中「同項に規定する業務に従事する」とあるのは「第百二十条第一項に規定する業務に従事する同項に規定する研修を受ける」と、同条第七項中「この条」とあるのは「第百二十条」と、第百十七条第一項第一号中「第百十三条第一項」とあるのは「第百二十条第一項」と、同項第二号中「第百十三条第三項各号」とあるのは「第百二十条第二項において準用する第百十三条第三項各号」と読み替えるものとする。

特定地域医療提供機関（B水準）指定申請書

文 書 番 号  
年 月 日

宮崎県知事

殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第113条の規定により、別紙のとおり申請する。



## 特定地域医療提供機関（B水準）指定申請書

## 1. 開設者

住所 <small>（法人であるときは主たる事務所の所在地）</small>	ふりがな
氏名 <small>（法人であるときはその名称）</small>	ふりがな

## 2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

## 3. 医療法第 113 条第 1 項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第 1 号 救急医療

第 2 号 居宅等における医療

第 3 号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

## 4. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画（案）
- ② 医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類
- ③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請書

文 書 番 号  
年 月 日

宮崎県知事

殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

連携型特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第118条の規定により、別紙のとおり申請する。

## 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）指定申請書

## 1. 開設者

住所 <small>（法人であるときは主たる事務所の所在地）</small>	ふりがな
氏名 <small>（法人であるときはその名称）</small>	ふりがな

## 2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

## 3. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画（案）
- ② 医療法第 118 条第 1 項の指定に係る派遣の実施に関する書類
- ③ 医療法第 118 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第 118 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

技能向上集中研修機関（C－1水準）指定申請書

文 書 番 号  
年 月 日

宮崎県知事

殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

技能向上集中研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第119条の規定により、別紙のとおり申請する。

## 技能向上集中研修機関（C－1水準）指定申請書

## 1. 開設者

住所 <small>（法人であるときは主たる事務所の所在地）</small>	ふりがな
氏名 <small>（法人であるときはその名称）</small>	ふりがな

## 2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

## 3. 医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第 1 号 医師法第 16 条の 2 第 1 項の臨床研修に係る業務

第 2 号 医師法第 16 条の 11 第 1 項の研修に係る業務

## 4. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画（案）
- ② 医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類
- ③ 医療法第 119 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第 119 条第 2 項において準用する法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

特定高度技能研修機関（C－2水準）指定申請書

文 書 番 号  
年 月 日

宮崎県知事

殿

〇〇病院長 〇〇 〇〇

特定高度技能研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第120条の規定により、別紙のとおり申請する。

## 特定高度技能研修機関（C－2水準）指定申請書

## 1. 開設者

住所 （法人であるときは主たる事務所の所在地）	ふりがな
氏名 （法人であるときはその名称）	ふりがな

## 2. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所在の場所	ふりがな

## 3. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画（案）
- ② 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- ③ 医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類
- ④ 医療法第120条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- ⑤ 医療法第120条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑥ 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

特定労務管理対象機関指定通知書

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇病院 〇〇 〇〇 殿

宮崎県知事 〇〇 〇〇

〇〇機関の指定について（通知）

〇年〇月〇日付け第〇号にて申請のあった件について、貴院を〇〇〇〇機関として指定することとしたので通知する。

なお、当該指定については、良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第115条（第118条第2項、第119条第2項、第120条第2項）の規定に基づき、その効力を3年間とする。

指定有効期間：令和〇年〇月〇日より3年間

（文書取扱 医療政策課）



技能研修計画の申請書

【参考1】

申請日	年 月 日	申請番号	
-----	-------	------	--

※申請者は記載不要

(ア) 申請者に関する情報

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	

申請者の連絡先

電話番号		医籍番号	
E-mail		医籍登録年度	

技能の修得・維持を予定している医療機関

都道府県		医療機関名	
所属診療科（事由記載）			

保有専門医資格（複数選択可）

<b>基本19領域</b>		
<input type="checkbox"/> 01. 内科専門医 <small>(認定内科医 総合内科専門医)</small>	<input type="checkbox"/> 08. 眼科専門医	<input type="checkbox"/> 15. 臨床検査専門医
<input type="checkbox"/> 02. 小児科専門医	<input type="checkbox"/> 09. 耳鼻咽喉科専門医	<input type="checkbox"/> 16. 救急科専門医
<input type="checkbox"/> 03. 皮膚科専門医	<input type="checkbox"/> 10. 泌尿器科専門医	<input type="checkbox"/> 17. 形成外科領域専門医
<input type="checkbox"/> 04. 精神科専門医	<input type="checkbox"/> 11. 脳神経外科専門医	<input type="checkbox"/> 18. リハビリテーション科専門医
<input type="checkbox"/> 05. 外科専門医	<input type="checkbox"/> 12. 放射線科専門医	<input type="checkbox"/> 19. 総合診療専門医
<input type="checkbox"/> 06. 整形外科専門医	<input type="checkbox"/> 13. 麻酔科専門医	
<input type="checkbox"/> 07. 産婦人科専門医	<input type="checkbox"/> 14. 病理専門医	
<b>その他専門医</b>		
<input type="checkbox"/> 消化器病専門医	<input type="checkbox"/> アレルギー専門医	<input type="checkbox"/> 呼吸器外科専門医
<input type="checkbox"/> 循環器専門医	<input type="checkbox"/> 感染症専門医	<input type="checkbox"/> 心臓血管外科専門医
<input type="checkbox"/> 呼吸器専門医	<input type="checkbox"/> 老年病専門医	<input type="checkbox"/> 小児外科専門医
<input type="checkbox"/> 血液専門医	<input type="checkbox"/> 神経内科専門医	<input type="checkbox"/> 乳腺専門医
<input type="checkbox"/> 内分泌代謝科専門医	<input type="checkbox"/> リウマチ専門医	<input type="checkbox"/> 内分泌外科専門医
<input type="checkbox"/> 糖尿病専門医	<input type="checkbox"/> 消化器内視鏡専門医	<input type="checkbox"/> 放射線診断専門医
<input type="checkbox"/> 腎臓専門医	<input type="checkbox"/> がん薬物療法専門医	<input type="checkbox"/> 放射線治療専門医
<input type="checkbox"/> 肝臓専門医	<input type="checkbox"/> 消化器外科専門医	
<input type="checkbox"/> その他①	( )	
<input type="checkbox"/> その他②	( )	
<input type="checkbox"/> その他③	( )	

※ その他の記入欄が足りない場合は、申請に関わる専門医資格を優先して記載してください。

いずれの専門医資格も保有していない場合、特記すべき事項があれば、下記に記載をしてください。

例：ライフイベントや留学、天災等により、専門医資格を更新できていないため。

(イ) 技能研修計画 ※必ず申請医師本人が記載してください。

(1) 研修計画期間（一度に申請できるのは最長3年）

開始	
終了	

(2) 技能の内容

領域（基本19領域）	
技能名 <small>※臓器または病態と医療行為を組み合わせ て技能名を作成（例参照）</small>	例：肝臓に係る移植手術及びその周術期管理
C-2水準の対象技能となり得る 技能の考え方 (いずれかを選択)	<input type="radio"/> 医療技術の進歩により新たに登場した、保険未記載の治療・手術技術  <input type="radio"/> 良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技術
技能の修得にやむを得ず 長時間労働が必要となる根拠 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない。 <input type="checkbox"/> 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない。 <input type="checkbox"/> その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

(3) 当該技能の修得に関する技能の研修予定症例数

申請するC-2水準の技能の修得のために必要とされる個別の技能/技術等 ※技能名と最も関連の強い個別技能を1段目（太枠）に記載してください。	技能修得のために主体的に診療に携わる 研修予定症例数（計画年度別）			所属医療機関の年間見込み症例数
	1年目	2年目	3年目	
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件

※欄が不足する場合は適宜、行を挿入してください。

(4) その他、技能修得のために必要な業務

--

(ウ) 申請した技能分野の当該医療機関におけるC-2水準の指定について

- 指定済み     指定申請中     同時申請

(エ) 意思確認

- 当該技能研修計画は、自らの発意に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は申請技能の向上のために、やむを得ず960時間以上の時間外・休日労働を必要とする。

(医療機関担当者記入欄)     医療機関内の承認手続を完了

申請日	年 月 日	申請番号	
-----	-------	------	--

※申請者は記載不要

(ア) C-2 水準対象の指定を受けようとする医療機関に関する情報

都道府県		医療機関名	
------	--	-------	--

(イ) 新たにC-2 水準対象の指定を受けようとする分野（単一選択）

対象分野（基本19領域）	
--------------	--

(ウ) C-2 水準対象医療機関の指定要件

対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由を記載してください	
(1) 学会等の施設認定	
(2) 指導体制	
(3) 設備	
(4) その他の教育研修環境	<input type="checkbox"/> 学術活動に適した研究倫理審査委員会を整備している。 <input type="checkbox"/> 学術活動に適した医学図書館を整備している。 <input type="checkbox"/> PubMed等の医学情報に関する検索システムを自由に利用できる環境を提供している。 その他、教育研究環境として整備していることや提供していることがあれば記載してください。 (例) ・論文の英文校正をサポートする環境（有償又は無償）を提供している。 ・技術習得のためのシミュレーショントレーニングができる環境を提供している。 ・当該技術に関する臨床試験に参加している。

(エ) 以下の表に、本書類で申請する対象分野と同時に申請するC-2 水準の技能名を記載してください。

No.	C-2 水準の技能名
1	
2	
3	
4	
5	

※欄が不足する場合は適宜コピーしてください。

事務連絡等に係る担当者

担当部局		フリガナ	
電話番号		氏名	
E-mail			

(ウ) の記載内容を証明する資料を下記に添付してください。

(1)  
指定を受けようとする分野に対する  
学会等から発行された施設認定証等の資料

(2)  
指導体制を証明する資料  
(1) で記載した学会等の施設認定証で証明することが出来れば省略可

(3)  
設備を証明する資料  
(1) で記載した学会等の施設認定証で証明することが出来れば省略可

(4)  
教育研修環境を証明する資料（年報や施設案内等）